

2025 年 10 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社 デジタルホールディングス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 金 澤 大 輔
(コード番号 2389 東証プライム市場)
電 話 0 3 - 5 7 4 5 - 3 6 1 1

**SilverCape Investments Limited からの当社株券等を対象とする公開買付けの予告につき、
当社株主が少数株主として取り残されるリスク（強圧性）を回避するための真摯な協議を
目的とする、当社対応方針（買収への対応方針）の導入に関するお知らせ**

当社は、2025 年 10 月 20 日付当社プレスリリース「SilverCape Investments Limited による当社株券等に対する公開買付けの開始予告に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、SilverCape Investments Limited（以下「SilverCape」といいます。）から、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び新株予約権（当社株式と併せて、以下「当社株券等」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施する旨の提案（以下「本提案」といいます。）を受けております。

当社は、かかる提案の内容を真摯に検討しておりますが、以下に述べるとおり、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限について、SilverCape が現在保有している当社株式（2,690,800 株、所有割合（注）：14.41%）と併せて、本公開買付け後の SilverCape の保有する議決権が当社の総議決権の 33.34%となるような株式数（3,535,700 株、所有割合：18.93%）に設定される予定であることから、一般株主に対して、本公開買付けの成立後にスクイーズアウト手続が実施されず、少数株主として取り残されるおそれがあることにより、本公開買付けに応募させるような事実上の圧力（強圧性）が生じる可能性が高いと考えております。

（注） SilverCape によれば、「所有割合」とは、当社が 2025 年 8 月 7 日に提出した第 32 期中半期報告書に記載された 2025 年 6 月 30 日現在の当社の発行済株式総数（17,459,907 株）に、株式会社博報堂 D Y ホールディングス（以下「博報堂」といいます。）が 2025 年 9 月 12 日に提出した公開買付届出書に記載される 2025 年 6 月 30 日現在残存する当社の新株予約権（12,160 個）の目的となる当社株式の数（1,216,000 株）を加算した株式数（18,675,907 株）に対する割合をいうとのことです。以下同じです。

加えて、これまで当社に SilverCape から開示された情報によると、SilverCape は 2024 年 8 月に設立されて間もない投資ファンドであり、これまでは基本的にマイノリティ出資を中心とし、日本国内だけでなく海外においても、上場企業を 100%買収して経営した実績が見当たらず、とりわけ広告事業を営む企業に対しては、日本国内だけでなく海外においても、投資経験も見当たりません。そのことに加えて、SilverCape から当社に対してこれまでになされた、本公開買付け後の経営方針や企業価値の向上策等についての説明は、いずれも抽象的で、具体性や実現可能性に

欠けるものであり、かつ、当社の企業価値向上の効果的実現に関する説明として十分とはいえない内容にとどまっていることから、本公開買付け後、当社の企業価値が毀損される可能性が拭えないものと考えております。したがって、当社としては、上述の本公開買付けにおける下限設定の問題に加え、本公開買付け後、当社の企業価値が毀損される可能性が拭えないということが、本公開買付けが一般株主に対して生じさせる強圧性を、より深刻なものにしていると考えております。

これまでに SilverCape からなされた説明を踏まえると、当社としては、本公開買付けの開始後に、金融商品取引法第 27 条の 10 第 2 項第 1 号に基づく当社の質問権を行使するのみでは、当社の一般株主が公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行うための有意な情報を確保することが期待できないと考えております。

以上を踏まえますと、本公開買付けが開始された場合、当社の一般株主が、十分な検討を行う前に本公開買付けに応募するという判断を下さざるを得なくなるおそれが否定できないと考えております。

また、本公開買付けに必要となる資金の裏付けに関しても、SilverCape は、全額を自己資金でまかなうとしているものの、その内訳に関しては、市場流通証券や信用取引担保として上場株式を利用する可能性を示唆するに留まっており、しかも、同時に大手銀行からの資金調達の可能性についても言及するなど、必ずしも買収資金の裏付けが確認できていないため、当社の一般株主が、本公開買付けに必要となる資金の確保の観点から本公開買付けの実現可能性を確認できるよう、SilverCape に対して情報の提供を求めていく予定です。

当社が公表した 2025 年 9 月 11 日付「株式会社博報堂 D Y ホールディングスによる当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」に記載のとおり、当社は、同年 9 月 12 日から開始され、本日現在において実施中である博報堂による当社株券等に対する公開買付け（以下「博報堂公開買付け」といいます。）に賛同の意見を表明しております。

当社は、博報堂公開買付けの開始後である 2025 年 9 月 22 日付で、SilverCape から、SilverCape 又は SilverCape の関連会社が直接・間接に出資する株式会社が、(i) 当社の株式 3,927,700 株（当社発行済株式総数の 22% に相当）を下限として、1 株当たり 2,380 円の公開買付価格で、当社の発行済普通株式及び新株予約権の全てを対象とする公開買付けを実施すること、並びに(ii) 当該公開買付け、その後の潜在的なスクイーズアウト及び当社の非公開化の具体的な検討を進めることを目的とした、当社及び当社の主要グループ会社の事業に関する調査（デュー・ディリジェンス）の実施の要求をその主な内容とする「提案書」（以下「2025 年 9 月 22 日付提案書」といいます。）を受領しました。2025 年 9 月 22 日付提案書及び SilverCape が 2025 年 10 月 20 日付で公表した「株式会社デジタルホールディングス（証券コード:2389）の株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」と題する書面によれば、SilverCape は、当社の中長期的な企業価値を向上させるため、当社に対する一定の影響力を確保することを本公開買付けの目的の一つとしており、非公開化は必須事項ではないと考えているとのことであり、そうすると、本公開買付けは、当社の非公開化・スクイーズアウトを企図したものでもなければ、確約するものでもな

いため、本公開買付けが成立した場合においても当社の一般株主が残存する可能性が存在します。これを踏まえると、本公開買付けには、本来であれば本公開買付けに賛同していない当社の株主が、本公開買付けへの応募による売却をせざるを得ないと考える等、株主の判断がゆがめられる可能性（強圧性）が生じるおそれがあります。

すなわち、経済産業省が公表した 2019 年 6 月 28 日付「公正な M&A の在り方に関する指針」3.7 においては、MBO や支配株主による従属会社の買収の場合だけでなく、通常の M&A 一般において、当該取引が公開買付けにより行われる場合には、一般株主が公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するために、強圧性（公開買付けに応募しなかった株主が不利に取り扱われるような推測を生じさせることによる、買付価格に不満のある株主に対して公開買付けに応募させるような事実上の圧力）が生じないように配慮されるべきであるとされています。

この点、SilverCape は、当社の中長期的な企業価値を向上させるため、当社に対する一定の影響力を確保することを本公開買付けの目的の一つとしており、非公開化は必須事項ではないという考えのもと、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を、SilverCape が現在保有している当社株式（2,690,800 株、所有割合：14.41%）と併せて、本公開買付け後の SilverCape の保有する議決権が当社の総議決権の 33.34%となるような株式数（3,535,700 株、所有割合：18.93%）に設定する予定とのことであり、本公開買付けが成立した場合に、SilverCape の所有する当社株式に係る議決権がスクイーズアウト手続の実施のために必要となる、当社の総株主の議決権の 3 分の 2 以上に達するか否かは不確実です。この点に関し、本特別委員会（以下において定義します。）は、本公開買付けにおける強圧性が生じる可能性を排除し、当社の少数株主を保護する観点から、SilverCape の買付予定数の下限の設定に問題があるとの指摘と併せて、当社の総株主の議決権の 3 分の 2 以上となる買付予定数の下限の設定の可否を繰り返し確認していますが、SilverCape は、買付予定数の引き上げには応じず、本公開買付けの終了後、SilverCape の所有する当社株式に係る議決権が、当社の総株主の議決権の 3 分の 2 以上となり、かつ SilverCape が当社株式の全て（SilverCape が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、当社の株主を SilverCape のみとするための一連の手続を実行し、当社を非公開化することを予定していると説明するのみであり、本提案は、当社株式の非公開化・スクイーズアウトを必ずしも企図したものでもなければ、確約するものでもありません。そのため、一般株主の立場からは、本公開買付けの成立後にスクイーズアウト手続が実施されず、少数株主として取り残されるおそれがあることにより、本公開買付けに応募させるような事実上の圧力（強圧性）が生じる可能性が高いと考えております。

さらに、当社株主のうち、当社取締役ファウンダーである鉢嶺登氏（以下「鉢嶺氏」といいます。）及び同氏が全株式を保有し代表取締役を務める資産管理会社の H I B C 株式会社、並びに当社の代表取締役会長である野内敦氏（以下「野内氏」といいます。）及び同氏が全株式を保有し代表取締役を務める資産管理会社の株式会社タイム・アンド・スペースは、本日現在において、本公開買付けに応募しない意向を示しており、その合計株式数（6,311,000 株。以下「不応募意向株式数」といいます。）の当社の上場株式数（本日の直前の営業日である 2025 年 10 月 27 日現

在、18,568,907 株。以下同じです。)に占める割合は 33.99%です。これらを前提とすると、本公開買付けによって SilverCape が取得する当社株式数が買付予定数の下限値であったとしても、本公開買付け後に SilverCape が保有する当社株式数 (SilverCape が現在保有している当社株式数 (2,690,800 株、当社の上場株式数に占める割合: 14.49%) 及び本公開買付けの買付予定数の下限値 (3,535,700 株、当社の上場株式数に占める割合: 19.04%) の合計) と不応募意向株式数 (6,311,000 株) の合計 (12,537,500 株) が本日の直前の営業日である 2025 年 10 月 27 日現在の当社の上場株式数 (18,568,907 株) に占める割合 (小数点以下第三位を四捨五入) が 67.52% となるため、当社株式の流通株式比率は、当社株式が上場している東証プライム市場の流通株式比率の基準である 35% を大幅に下回り、当社株式が上場を維持するために必要な流通株式比率を保つことができなくなります。仮に当社株式が上場廃止基準に該当し上場廃止となった場合には、本公開買付けに応募しなかった一般株主は、当社株式を市場で売却する機会を失うことになるため、単にスクイズアウト手続が実施されない可能性があるに留まらず、上場廃止の現実的なおそれを伴っているという点で、本公開買付けは一般株主に対して極めて強い強圧性を生じさせるおそれがあります。

また、上記のとおり、本公開買付けが成立した場合においても当社の一般株主が残存する可能性が存在することからすると、当社の一般株主の皆様が、本公開買付け若しくは博報堂公開買付けのいずれに応募するか、又は、当社の一般株主として当社株式を保有し続けるかを判断いただくに当たっては、本公開買付けが成立した後の当社の経営方針が極めて重大な関心事項となります (このことは、金融庁企画市場局が 2024 年 10 月に公表した「公開買付けの開示に関する留意事項について (公開買付開示ガイドライン)」において、部分取得を目的とする公開買付けにおいては、公開買付けの後の経営方針の内容や理由、時期等について適切に開示することが求められていることから明らかです。)。そのため、当社取締役会は、2025 年 9 月 22 日付提案書の受領を受けて、博報堂公開買付け等に関する検討のために 2025 年 3 月 28 日に設置していた特別委員会 (以下「本特別委員会」といいます。)) とともに、2025 年 9 月 22 日付提案書に記載の提案が、経済産業省が公表した 2023 年 8 月 31 日付「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」3.1.2 に定める「真摯な提案」に該当するかや、本公開買付けが成立した後の当社の経営方針等がどのようなものかという観点から、提案内容に関する検討を開始し、同年 9 月 28 日付で、本特別委員会から、当該検討の前提となる情報の収集のため、SilverCape に対して質問状を送付しました。その後、当社は、SilverCape から、同年 10 月 6 日付で、当該質問状に対する回答を受領しましたが、当該回答からは、本公開買付け後における事業戦略や当社の経営方針等の企業価値向上策が特に不明瞭であったため、博報堂公開買付けと本公開買付けの比較の観点からも SilverCape からさらなる情報の取得が必要であると判断し、同年 10 月 20 日に、SilverCape から、当社の Marketing 事業及び Investment 事業のそれぞれの事業戦略や経営方針等について口頭で説明を受けることとなっていたところ、かかる説明の前に同日付で、SilverCape は、本公開買付けの開始予定を公表するに至りました。そして、当該公表後に SilverCape から行われた本公開買付け後における事業戦略や当社の経営方針等に関する口頭での説明では、

SilverCape が日本国内外において、上場企業を買収して経営した実績や、広告業界の企業に対して投資した経験に関するものはなく、また、日本の広告業界の構造変化や当社が置かれている競争環境等をふまえた事業戦略等の説明を行うよう、当社から SilverCape に対して事前に依頼していたものの、そのような説明は皆無であり、実際になされた説明は、「A I へ投資することで当社の Marketing 事業のビジネスモデルを変える」といったもので、いずれも抽象的で、具体性や実現可能性に欠けるものであり、当社事業に対する理解や、本公開買付け後の当社経営に臨む真摯な検討及び明確な意思をいずれも見取ることができない内容でした。また、本公開買付け後に当社の支配権取得を足掛かりとして M&A や A I への投資活動を加速させたいとする一方、その資金調達について当社の現金による充当等を想定しているとする等、当社の企業価値向上の効果的实现に関する説明として十分とはいえない内容でした。加えて、SilverCape は、本公開買付け後に当社株式が非公開化に至らず、当社株式が上場を維持する場合には、重要なマイノリティ投資家として、Investment 事業を支援して、2～4 年後に当社株式が上場した状態でエグジットし、他方、本公開買付け後に当社株式が非公開化した場合には、100%株主として、Marketing 事業の支援により力を入れるといった説明があり、本公開買付け後に当社がどのような形の会社になっていくのか、またいかなる形で企業価値向上を図っていくのかという点について、不透明かつ不十分な説明しかなされず、さらに、SilverCape として非公開化と上場維持のいずれを優先しているのかという当社からの再三の質問に対しても明確な回答がないことから、本公開買付け後の当社の在り方について、当社の一般株主の皆様が予見可能な状況にはないものと考えられ、この点が、本公開買付けが一般株主に対して生じさせる強圧性をより深刻なものにしていると考えております。

なお、本公開買付けにおいて予定されている、当社 1 株当たりの公開買付価格は 2,380 円であり、博報堂公開買付けにおける公開買付価格（1 株当たり 1,970 円）を形式的には上回っておりますが、当社取締役が当社に対する善管注意義務を尽くすためには、公開買付価格のみではなく、本公開買付けが実現した場合における当社の中長期的な企業価値への影響に関する情報も十分に提供を受けた上で、当該影響について検証し、当社の中長期の企業価値及び株主の皆様共同の利益を最大化するために、本公開買付けにおける当社の中長期的な企業価値への影響や、本公開買付けにおける公開買付価格その他の諸条件等につき、当社の株主の皆様共同の利益の最大化の観点からどのように取り扱うべきか等を慎重に検討・交渉する必要があると考えております。そして、前述の本公開買付けの強圧性、SilverCape による本公開買付けの公表に至るまでのこれまでの経緯及び SilverCape が当社に対して行ってきた説明に鑑みると、本公開買付けにおける公開買付価格が博報堂公開買付けにおける公開買付価格を上回っていることは、上記の当社の認識に影響を与えるものではございません。

また、SilverCape は、2025 年 2 月 19 日付で当社株式に係る大量保有報告書を提出して以降、同年 10 月 2 日まで断続的に市場内での当社株式の買増しを行っているところ、既に 2025 年 9 月 22 日付提案書を当社に提出する準備を進めていたであろう同年 9 月 17 日、18 日及び 19 日、並びに 2025 年 9 月 22 日付提案書を当社に提出した同年 9 月 22 日以降も、提案内容を公表しないま

ま、市場内での株式の買増しを続け、同年 9 月 22 日以降 10 月 2 日までに 393,200 株の株式を取得し、同年 10 月 2 日時点では保有比率が 15.41%に達しているとのことです。SilverCape は、同年 10 月 2 日付で、本特別委員会の要請を受けて市場内での株式の買増しを停止したものの、このような市場内での買増しは、買収意向が明確であるにもかかわらずそれを明らかにせずに行われたものであり、SilverCape が当社株式を 1 株当たり 2,380 円で取得する用意があることを認識し得ないままに、1 株当たり 2,380 円を下回る価格で SilverCape に当社株式を譲渡するに至った当社の一般株主の皆様の利益に配慮する姿勢を欠いているといわざるを得ないと考えております。なお、上記のとおり、本特別委員会からの要請により、本日時点において、SilverCape は市場内での当社株式の買増しを停止しているようではあるものの、突然買増しを再開する可能性も否定できないものと認識しております。

当社取締役会は、SilverCape による本公開買付けを受け入れるか否かの判断は、最終的には株主の皆様によってなされるべきものであると考えておりますが、そのためには、当社の企業価値及び株主共同の利益に反する事態が生じないよう、SilverCape による本公開買付けが、当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかについて、株主の皆様が本公開買付けの強圧性から離れた状況下で、適切なご判断を下すための情報と時間を確保することが必要であると考えております。

しかし、前述の本公開買付けの強圧性、SilverCape による本公開買付けの公表に至るまでのこれまでの経緯及び SilverCape が当社に対して行ってきた説明に鑑みると、本公開買付けは、一般株主の立場から、本公開買付けの成立後にスクイズアウト手続が実施されず、少数株主として取り残されるおそれがあることにより、本公開買付けに応募させるような事実上の圧力（強圧性）が生じる可能性が高いことに加え、当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかについて、現時点において、株主の皆様が適切なご判断を下すための情報と時間を確保ができていないと言い難いと考えております。

かかる認識のもと、当社取締役会は、SilverCape が本公開買付けを通じて大規模買付行為等（下記Ⅲ 2（2）①で定義されます。）に該当する当社株券等の大規模取得等を目指すものである場合、また、SilverCape による本公開買付けを受け他の当事者による大規模買付行為等（博報堂公開買付けを除きます。）が企図されるに至る場合には、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益が毀損される事態が生じないよう、これらの大規模買付行為等が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかについて、株主の皆様が適切なご判断を下すための情報と時間を確保するため、かかる大規模買付行為等は、当社取締役会の定める一定の手続に基づいてなされる必要があるとの結論に至りました。

その結果、当社取締役会は、2025 年 10 月 28 日開催の取締役会において、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 118 条第 3 号）を決定し、さらに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第 118 条第 3 号ロ（2））として、本公開買付けへ

の対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入することを決議いたしましたので、以下のとおり、お知らせします。本対応方針は、既に具体的な懸念が生じている本公開買付けを含む大規模買付行為等への対応を主たる目的として導入されるものであり、平時に導入されるいわゆる事前警告型買収防衛策とは異なるものです。本対応方針の導入につきましては、上記取締役会において、独立社外取締役7名を含む当社取締役全員（但し、博報堂公開買付けに関する重要な合意の当事者である、鉢嶺氏及び野内氏を除きます。）の賛成によって決議されております。

なお、当社は、2025年10月16日付の取締役会決議により、本特別委員会に対して、博報堂公開買付けへの対抗提案を行うSilverCape その他第三者との交渉権限、情報収集権限その他必要となる一切の権限を授権し、それらの対抗提案に係る意見表明等についての追加諮問を行うとともに、当社代表取締役に対して、本提案に関連して本特別委員会に対して任意の事項を諮問する権限を授権いたしました。当社代表取締役金澤大輔は、同授権に基づき、同月22日付で、本特別委員会に対して、本提案の内容及びSilverCapeとの協議の状況等を踏まえて、本対応方針を導入することの是非について本特別委員会に対して追加的に諮問しております。本特別委員会は、かかる追加的な諮問事項について審議の上、本特別委員会の全会一致の意見として、同月28日付で、①本対応方針を導入することは、本提案への対応として適切であり、また、その内容も適切である旨、及び②本対応方針を導入後、その一環として、本提案が当社の企業価値ないし株主の共同の利益に及ぼす影響について評価・検討し、当社の企業価値ないし株主の共同の利益を保護するために必要な事項について、SilverCapeと本提案に関する協議を継続し、SilverCapeに対して行った質問への回答その他の情報を受領した上で、必要に応じて本提案について意見を述べる旨の勧告を行い、当社取締役会は同勧告を受領いたしました。

さらに、当社取締役会は、当社取締役会による恣意的な判断を防止し、本対応方針の運用の公正性・客観性を一層高めることを目的として、本特別委員会に対して、2025年10月28日付で、次の各事項を追加で諮問しております。

- (1) 本対応方針に係る対抗措置の発動の是非
- (2) 本対応方針に係る対抗措置発動の停止
- (3) (1)及び(2)の他、本対応方針において特別委員会が権限を与えられた事項
- (4) その他本対応方針に関連して当社取締役会又は当社代表取締役が任意に特別委員会に諮問する事項

なお、現時点において、本提案及び博報堂公開買付けを除き、当社の株主を含む特定の第三者から当社株式の大規模買付行為等を行う旨の通告又は提案等を受けている事実はありません。

また、会社法及び金融商品取引法その他の法律、それらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等並びに当社株式が上場されている金融商品取引所の規則等（以下「法令等」と総称します。）に改正（法令等の名称の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。以下同じです。）があり、これらが施行された場合には、本対応方針において引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、これらの法令等の各条項を実質的に継承する当該改正後の法令等の各条項にそれぞれ読み替えられるものとします。

I 会社の支配に関する基本方針（会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針）

当社は上場会社として、特定の者による当社の経営の基本方針に重大な影響を与える買付提案があった場合、それを受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと認識しております。

しかしながら、大規模買付行為等が行われる場合、大規模買付者からの必要かつ十分な情報の提供なくしては、当該大規模買付行為等が当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益に及ぼす影響を、株主の皆様にご判断いただくことは困難です。また、大規模買付行為等の中には、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのあるものや、株主の皆様に当社株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等も想定されます。

かかる認識のもと、当社は、①大量買付者に株主の皆様のご判断に必要かつ十分な情報を提供させること、②大量買付者の提案が当社の企業価値ないし株主の皆様の共同の利益に及ぼす影響について当社取締役会が評価・検討した結果を、株主の皆様にご判断いただく際の参考として提供すること、場合によっては③当社取締役会が大規模買付行為等又は当社グループの経営方針等に関して大量買付者と交渉又は協議を行うこと、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替案を株主の皆様に提示することが、当社取締役会の責務であると考えております。

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、大規模買付者に対しては、当社の中長期的な企業価値及び株主の皆様共同の利益が最大化されることを確保するため、大規模買付行為等の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報を提供するように要求するほか、当社において当該提供された情報につき適時適切な情報開示を行うとともに、株主の皆様の検討等に必要な情報と時間の確保に努める等、法令及び定款の許容する範囲内において、その時々において適切と判断される措置を講じてまいります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本的な考え方は以上のとおりであり、当社取締役会といたしましては、大規模買付行為等に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の総体的意思に基づき行われるべきものと考えておりますので、本対応方針に定める手続を経て、株主の皆様が、大規模買付行為等の目的や内容等の詳細を検討し、その是非を判断するのに必要かつ十分な情報及び時間の提供を受けた上で、当該大規模買付行為等の実行に同意することが条件となるべきものと考えております。かかる観点から、大規模買付者が本対応方針に定めた手続を遵守する限り、当社取締役会が本対応方針に基づく対抗措置を発動するに当たっては、大規模買付行為等に応じるか否かにかかる当社の株主の皆様による意思表示の場として、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催することといたします。その結果、株主の皆様が大規模買付行為等に賛同する意思を表明された場合、すなわち、当社が大規模買付行為等に対する対抗措置を講じることに係る議案について、株主意思確認総会の普通決議によって承認可決されなかった場合、当社取締役会といたしましては、当

該大規模買付行為等が、株主意思確認総会において開示された条件及び内容等に従って行われる限り、それを阻止するための行為を行いません。

したがって、本対応方針に基づく対抗措置（具体的には新株予約権の無償割当て）は、(a)株主意思確認総会による承認が得られた場合であって、かつ、大規模買付者が大規模買付行為等を撤回しない場合、又は、(b)大規模買付者が下記Ⅲ 2 (3)に記載した手続を遵守せず、大規模買付行為等（当社株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいいます。以下同じです。）の追加取得を含みます。）を実行しようとする場合にのみ、特別委員会による勧告又は答申を最大限尊重した上で発動されます。

Ⅱ 基本方針の実現に資する特別な取組み

1 当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の向上に向けた特別な取組み

当社は、1994 年 3 月に鉢嶺氏によって、東京都港区にファックスを用いたダイレクトメール等のマーケティングサービスの提供を目的に有限会社デカレッジスとして設立され、1995 年 4 月に株式会社に組織変更すると同時に株式会社オプトに商号変更いたしました。また、当社株式については、2004 年 2 月に日本証券業協会に店頭売買銘柄として登録され、同年 12 月に日本証券業協会へ店頭売買銘柄としての登録を取り消し、株式会社ジャスダック証券取引所に上場し、2013 年 10 月に東京証券取引所第一部指定を受けました。2015 年 4 月に純粋持株体制に移行すると同時に商号を株式会社オプトホールディングに変更後、2020 年 7 月に、主事業を 2000 年 7 月から本格的に開始した「インターネット広告代理事業」から企業のデジタルシフト支援とプロダクト開発を主軸に据えた「デジタルシフト事業」への構造改革を行うにあたり現在の株式会社デジタルホールディングスへ商号変更いたしました。その後、2022 年 4 月 4 日の東京証券取引所の市場区分の変更に伴い、東京証券取引所プライム市場に株式を上場し、本日現在、東京証券取引所プライム市場に株式を上場しております。

当社グループは、1994 年の創業以来変わらず大切にしている 5 つのバリュー（注）を企業理念として掲げ、バリューの体現者を誠実な野心家と呼び、「誠実な野心家であれ。」という理想の姿を追求し、新たな価値を創造することを目指しております。

（注） 5 つのバリューとは、「1. 新しい価値創造」、「2. チャレンジ（変革し続ける）」、「3. 楽天主義（プラス思考）」、「4. 先義後利」、「5. 一人一人が社長」という 5 つの価値観を指しております。

この経営理念のもと、2021 年に「新しい価値創造を通じて産業変革を起こし、社会課題を解決する」というパーパスを策定し、永続的な顧客の事業成長への貢献を通じて、“産業変革=IX: Industrial Transformation®”を目指しています。そして、創業以来、成長志向企業の発展に直結する「独自の仕組み（祖業であるマーケティングを中心に DX 開発及び成長のため

の資金提供等を組み合わせた総合的な支援)」を提供することで、新しい価値を創造し続け、グループ丸となって産業変革を推進することで、成長志向企業の持続的発展と、働き手の価値が正当に引き上げられる日本社会の実現を目指しております。

パーパス実現に向け、株式会社オプト（当社完全子会社。以下「オプト」といいます。）を中心に、次の飛躍的な成長に向けて、新たに準大手・中堅企業をメインターゲットに据え、収益管理体系の整備と運用の徹底、オペレーション部門を中心とした従業員の多能化の推進等を実施し、営業利益率の改善を進め基盤強化を進めてまいりました。また、IXに注力するためのアセット（人的資源・金融資源）を確保し、新たな収益モデルによる収益機会の多様化に向け、積極的に成長資金を投下してきました。

一方で、当社グループを取り巻くデジタル広告支援事業の競争環境は、大手広告代理店のM&Aによる市場の寡占の進行、大手広告プラットフォームの広告運用の自動化の加速、広告主によるマーケティング活動の内製化の動きが加速するなど、年々厳しさを増し、また新規領域における早期の収益化の実現を求められる中、2024年4月に、これまで機能別に磨き上げてきたグループアセットを集約し、顧客の多様なニーズに対し柔軟に提案可能なサービスの幅の拡充を目的として連結子会社の統廃合を行い、オプトを中心に、営業連携の強化と同時に今まで以上に顧客との接点及び顧客との向き合い時間を創出し、広告とデジタルトランスフォーメーション（DX）の統合提案をさらに加速させてまいりました。

2 コーポレート・ガバナンスに関する取組み

（1）コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「新しい価値創造を通じて産業変革を起こし、社会課題を解決する」というパーパスのもと、デジタルシフトによる産業変革（=Industrial Transformation（IX））を起こし、成長志向企業の発展に直結する「独自の仕組み」を提供することで、新しい価値創造に挑戦し、持続的な社会の実現を目指しております。

このような中、当社は、ポートフォリオ再整理を行い事業の変革に挑戦しながら、特に、祖業である広告事業における新しい価値創造のために、「グループアセット集約による顧客への提供付加価値の進化」及び「広告産業変革（= Advertising Transformation（AX））の成長加速」に重点的に取り組み、売上高の向上、収益性の改善、組織基盤の強化を確立し、IX実現に向け、既存事業の持続的な成長に加え、中長期的な収益の拡大を進めております。

そのためにも、コーポレート・ガバナンスの充実は不可欠であり、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針を次のとおりとしております。

- ① 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- ② 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- ③ 取締役による業務執行の監督機能の実効性を確保する。

- ④ 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、適切な対話を行う。

(2) コーポレート・ガバナンスの体制の概要

当社は、監査等委員会設置会社を選択しております。当社の企業統治の体制は以下のとおりです。

① 取締役会

当社の取締役会は、取締役 10 名（監査等委員である取締役 3 名を含みます。）で構成されております。月 1 回の定例取締役会以外に、必要に応じて臨時取締役会を開催し、取締役間の緊密な情報伝達、意思疎通、迅速な意思決定を行うように努めております。なお、監査等委員である取締役は取締役会の監査機能とコーポレート・ガバナンス体制の充実に図っており、その役割を果たしております。

② 監査等委員会

当社は、監査等委員である取締役 3 名（全員独立社外取締役）で構成する監査等委員会を定例で月 1 回開催しております。なお、監査等委員は取締役会に出席して監査等委員以外の取締役の業務執行に対する監査を実施しております。なお、監査等委員の長である取締役は、その他の社内の重要会議に積極的に出席し、意見等を述べるなど当社及びグループ全体に対してその期待される役割を果たしております。

③ 内部監査部門

当社の内部監査部門は、代表取締役社長直轄の組織として他部門から完全に独立し、社内及びグループ全体における業務や諸制度が適正に遂行されていることを確認しており、内部けん制の役割を担っております。

④ 会計監査

当社は、金融商品取引法に基づく会計監査契約を、有限責任あずさ監査法人と締結しております。2024 年 12 月期において業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成は次のとおりとなります。

- ・ 業務を執行した公認会計士の氏名：指定有限責任社員 業務執行社員 中山博樹、伏木貞彦
- ・ 監査業務等に係る補助者の構成：公認会計士 9 名、その他 18 名

⑤ 指名・報酬委員会

当社は、取締役会の機能の独立性、客観性と説明責任を強化するため、取締役の選任、報酬制度及び報酬額をはじめとした妥当性等について審議を行う取締役会の諮問機関として、指名・報酬委員会を設置しております。

(3) その他

上記のほか、当社は、最新のコーポレートガバナンス・コードを踏まえながら、コーポレート・ガバナンスの強化に鋭意取り組んでおります。当社のコーポレート・ガバナンス体制の詳細につきましては、当社のコーポレート・ガバナンスに関する報告書(2025年4月1日)をご参照ください。

Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1 本対応方針の目的

本対応方針は、当社の中長期的な企業価値及び株主の皆様共同の利益を最大化することを目的として、上記Ⅰ（会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針）に沿って導入されるものです。

当社取締役会は、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かの判断については、当社の中長期的な企業価値及び株主の皆様共同の利益の最大化の観点から、最終的には株主の皆様によってなされるべきものと考えております。そして、株主の皆様が、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かの判断を適切に行うためには、当該大規模買付行為等の開始に先立って、株主意思確認総会によって株主の皆様の総体的な意思を確認する機会を確保することが必要であり、また、かかる意思確認を熟慮に基づく実質的なものとするためには、その前提として、大規模買付者から必要かつ十分な情報提供がなされ、また、株主の皆様における十分な検討時間が確保されることが必要であると考えております。

以上の認識に基づき、当社取締役会は、大規模買付行為等がなされるに際して、当該大規模買付行為等が当社の中長期的な企業価値及び株主の皆様共同の利益の最大化を妨げるものであるか否かを、当社の株主の皆様が事前に必要かつ十分な情報に基づいてご判断されることを可能にすべく、その前提として、大規模買付者に対して所要の情報を提供するよう求めるとともに、かかる情報に基づいて株主の皆様が当該大規模買付行為等の実行の是非を熟慮

されるために要する十分な時間を確保する枠組みとして、以下のとおり、大規模買付行為等がなされる場合に関する手続として、本対応方針を設定いたします。かかる手続は、株主の皆様に対し、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かについて適切な判断をするための必要かつ十分な情報及び時間を提供するためのものであり、当社の中長期的な企業価値及び株主の皆様共同の利益の最大化に資するものであると考えております。

そのため、当社取締役会は、大規模買付者に対して、本対応方針に従うことを求め、当該大規模買付者が本対応方針に従わない場合には、当社の中長期的な企業価値及び株主の皆様共同の利益の最大化を図る観点から、特別委員会の勧告又は答申を最大限尊重した上で、一定の対抗措置を講じる方針です。

なお、本対応方針は、前述したとおり、当社の中長期的な企業価値及び株主の皆様共同の利益の最大化を図る観点から、①具体的な懸念のある SilverCape による当社株券等を対象とする大規模買付行為等及び②このような具体的な懸念がある状況下において企図されるに至ることがあり得る他の大規模買付行為等に対して一定の手続を定めることが必要であるとの判断のもと、当社取締役会においてその導入が決定されたものですが、大規模買付行為等が実際になされた場合に当社が所定の対抗措置を講じるか否かについては、大規模買付者が本対応方針に定めた手続を遵守する限り、最終的には、株主意思確認総会を通じて株主の皆様のご意思に委ねられる仕組みとなっております。従って、大規模買付行為等の詳細を評価・検討するのに必要かつ十分な情報及び時間が提供されることを前提に、当社取締役会が株主の皆様に対して説明責任を果たした上で、対抗措置の発動について株主意思確認総会の普通決議によって可決された場合には、当該対抗措置は株主の皆様の合理的意思に依拠しているものと解し得ると考えており、その合理性については問題がないものと判断しております（本対応方針の合理性を高める仕組みの詳細については下記5をご参照ください。）。

2 本対応方針の内容

（1）本対応方針の概要

① 本対応方針に係る手続

前述のとおり、当社としては、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かの判断は、最終的には、株主の皆様によってなされるべきものと考えております。そのため、株主意思確認総会により承認が得られ、かつ、大規模買付行為等が撤回されない場合には、当社の中長期的な企業価値及び株主の皆様共同の利益の最大化を図るため、特別委員会の勧告又は答申を最大限尊重した上で、所定の対抗措置を発動することとしています。

また、本対応方針は、株主の皆様によるご判断の前提として、大規模買付者に対して所要の情報を提供するように求め、かかる情報に基づき株主の皆様が、当該大規模買付行為等がなされることの是非を熟慮されるために要する時間を確保し、その上で、株主意思確認総会を通じて、当該大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かに関する株主の皆様のご意思を確認することを目的としておりますので、万一、かかる趣旨が達成されない場合（すなわち、大規模買付者が、下記(3)に記載した手続を遵守せず、下記(3)④に記載する株主意思確認総会を開催する以前において大規模買付行為等を実行しようとする場合）にも、当社取締役会は、特別委員会の勧告又は答申を最大限尊重した上で、所定の対抗措置を発動するものとしています。

② 特別委員会への諮問

当社取締役会は、本対応方針の運用の公正性・客観性を一層高めることを目的として、2025年10月28日付で、特別委員会に次の各事項を諮問しております。

- (a) 本対応方針に係る対抗措置の発動の是非
- (b) 本対応方針に係る対抗措置発動の停止
- (c) (a)及び(b)の他、本対応方針において特別委員会が権限を与えられた事項
- (d) その他本対応方針に関連して当社取締役会又は当社代表取締役が任意に特別委員会に諮問する事項

特別委員会は、当社取締役会に対し、当社の中長期的な企業価値及び株主共同の利益の向上の観点から本対応方針に基づく対抗措置の発動の是非その他当社取締役会が本対応方針に則った対応を行うに当たり必要な事項について勧告又は答申を行うものとします。当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告又は答申を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の是非等について判断します。

なお、特別委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び特別委員会から独立した外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得ること等ができるものとします。また、かかる助言を得るに際して要した費用は、合理的な範囲で全て当社が負担するものとします。

特別委員会の決議は、原則として現任の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。但し、特別委員会の委員に事故あるときその他やむを得ない事情があるときは、議決権を有する委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

③ 対抗措置としての新株予約権の無償割当ての利用

上記①で述べた対抗措置が発動される場合においては、当社は、非適格者（下記3(1)⑤(a)で定義されます。）による権利行使は認められない旨の差別的行使条件等及び非適格者以外の株主が所有する新株予約権については当社株式を対価として取得する一方、非適

格者が所有する新株予約権については一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項等が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、新株予約権の無償割当ての方法（会社法第 277 条以下）により、当社の全ての株主の皆様に対して割り当てることとなります（詳細は下記 3 をご参照ください。）。

④ 当社による本新株予約権の取得

本対応方針に従って本新株予約権の無償割当てがなされ、当社による本新株予約権の取得と引換えに、非適格者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付される場合には、非適格者の有する当社株式の割合は、一定程度希釈化されることとなります。

（2）対象となる大規模買付行為等

本対応方針において、「大規模買付行為等」とは、下記①から③のいずれかの買付行為等（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。）を意味し、「大規模買付者」とは、下記のとおり、かかる大規模買付行為等を自ら単独で又は他の者と共同ないし協調して行う又は行おうとする者を意味します。

- ① 特定株主グループ（注 1）の議決権割合（注 4）を 20%以上とすることを目的とする当社の株券等（注 5）の買付行為（市場取引、公開買付けその他具体的な買付方法の如何を問いません。以下同じです。）、
- ② 結果として特定株主グループの議決権割合が 20%以上となるような当社の株券等の買付行為、又は
- ③ 上記①若しくは②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じです。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注 6）を樹立するあらゆる行為（注 7）（但し、当社の株券等につき当該特定株主グループと当該他の株主の議決権割合の合計が 20%以上となるような場合に限りま。）

（注 1） 特定株主グループとは、（i）当社の株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第 27 条の 23 第 1 項に規定する保有者をいい、同条第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

以下同じです。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じです。)、(ii)当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。以下同じです。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じです。)、(iii)上記(i)又は(ii)の者の関係者(注2)並びに(iv)上記(i)乃至(iii)に該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引(ToSTNeT-1)により当社株式を譲り受けた者を意味します。

(注2) 本対応方針において、ある者の「関係者」とは、当該ある者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社等の金融機関その他当該ある者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士その他のアドバイザー若しくは当該ある者が実質的に支配し又は当該ある者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者(その判定は、共同協調行為等認定基準(別紙1。但し、特別委員会は、法令の改正又は裁判例の動向等に照らして、合理的範囲内で当該基準を改定できるものとします。)に基づいて行うものとします。)を併せたグループをいいます。組合その他のファンドに係る「関係者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情が勘案されます(注3)。

(注3) 当社取締役会は、共同協調行為等認定基準に基づき、かつ、当社の特別委員会の勧告又は答申を最大限に尊重した上で、関係者を認定します。

(注4) 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も計算上考慮されるものとします。以下同じです。)又は(ii)特定株主グループが当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じです。)の合計をいいます。かかる株券等保有割合の計算上、(イ)同法第27条の2第7項に規定する特別関係者、(ロ)当該保有者の関係者、並びに(ハ)上記(イ)及び(ロ)に該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引(ToSTNeT-1)により当社株

券等を譲り受けた者は、本対応方針においては当該特定の株主の共同保有者とみなします。また、かかる株券等所有割合の計算上、共同保有者（本対応方針において共同保有者とみなされるものを含みます。）は、本対応方針においては当該特定の株主の特別関係者とみなします。なお、かかる株券等保有割合又は株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）及び総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）は、当社の有価証券報告書、半期報告書、自己株券買付状況報告書、決算短信及び四半期決算短信のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

（注5） 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

（注6） 「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、共同協調行為等認定基準に基づいて、かつ、当社の特別委員会の勧告又は答申を最大限に尊重した上で、行うものとします。

（注7） 本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします（かかる判断に当たっては、特別委員会の勧告又は答申を最大限尊重するものとします。）。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

（3） 対抗措置の発動に至るまでの手続

本対応方針は、株主の皆様が、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かについてそのご意思を表明する機会の確保を目的としたものであるところ、事務手続上、当社の株主意思確認総会の開催には、相応の準備期間を要します。また、本対応方針は、株主の皆様が当該大規模買付行為等の是非を熟慮される前提として、大規模買付者からの情報提供を求め、その情報に基づき株主の皆様が熟慮されるために要する時間を確保することも目的としております。

そこで、大規模買付者から大規模買付行為等に関する情報を取得し、かつ株主の皆様の熟慮期間を確保した上で、確実に株主意思確認総会を経られるよう、大規模買付者には、本対応方針に定める以下の手続に従っていただくものとします。

① 大規模買付行為等趣旨説明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為等を行おうとする場合には、大規模買付行為等の実行に先立ち、本対応方針に定める手続を遵守する旨の法的拘束力を有する誓約文言を含む以下

の内容等を日本語で記載した趣旨説明書（以下「大規模買付行為等趣旨説明書」といいます。）を当社取締役会宛に書面にて提出していただきます。

- (a) 大規模買付者の名称、住所
- (b) 設立準拠法
- (c) 代表者の氏名
- (d) 国内連絡先
- (e) 実行することが企図されている大規模買付行為等の内容及び態様等に応じて、金融商品取引法第 27 条の 3 第 2 項に規定する公開買付届出書に記載すべき内容に準じる内容
- (f) 本対応方針に定められた手続に従う旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者から大規模買付行為等趣旨説明書を受領（大規模買付者による、上記の(a)から(f)に対応する内容等が記載され、大規模買付行為等趣旨説明書に相当するものと特別委員会が認めた文書の提出及び公表を含みます。以下同じです。）した場合は、速やかにその旨及び必要に応じ、その内容について公表いたします。

② 必要情報の提供要請

当社は、大規模買付者に対して、当社取締役会が大規模買付行為等趣旨説明書を受領した日から原則として 5 営業日以内（初日は算入されないものとします。）に、株主の皆様が株主意思確認総会において大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断するために必要と考えられる情報（以下「本必要情報」といいます。）の提供を求めます。本必要情報の一般的な項目は別紙 2 のとおりですが、その具体的内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為等の内容に応じて、合理的な範囲で変更します。

当社取締役会は、本対応方針の迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。但し、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。なお、上記に基づき、当初提出された本必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該本必要情報が大規模買付行為等を評価・検討するための情報として必要十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、適宜合理的な期限を設けた上で、大規模買付者に対して追加的に情報提供を求める（かかる判断に当たっては、特別委員会の勧告又は答申を最大限尊重するものとします。）ことがあります。この場合には、大規模買付者においては、当該期限までに、かかる情報を当社取締役会に追加的に提供していただきます。

当社取締役会に提供された本必要情報（追加的に提供された情報を含みます。）は、特別委員会に提出するとともに、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表いたします。

③ 取締役会評価期間

当社取締役会は、当社が大規模買付者から大規模買付行為等趣旨説明書を受領した日から 60 営業日以内で取締役会が合理的に定める期間を、当社取締役会による評価、交渉、意見形成、代替案を立案するための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。なお、取締役会評価期間については、上記②の情報提供の完了時ではなく、大規模買付行為等趣旨説明書の受領日を期間の起算点としていることに鑑み、暦日ではなく営業日をベースとしています。

大規模買付行為等は、取締役会評価期間の経過後（但し、株主意思確認総会を開催する場合には、対抗措置の発動に関する議案が否決及び株主意思確認総会の終結後）にのみ開始することができるものとします。

④ 株主意思確認総会の開催

当社は、当社取締役会において大規模買付行為等がなされることに反対であり、これに対して対抗措置を発動すべきであると考える場合には、大規模買付行為等趣旨説明書受領後 60 営業日以内に株主意思確認総会を開催することを決定し、議決権の基準日の設定及び株主総会の招集その他法令に基づき必要な手続を行い、速やかに株主意思確認総会を開催します。なお、時間的制約に鑑み、当社取締役会は、当社取締役会としての大規模買付行為等の評価、検討、交渉、意見形成、代替案の立案等の実施と並行して、これらの完了を待つことなく、議決権の基準日の設定及び株主総会の招集その他法令に基づき必要な手続を行うことがあります。当該株主意思確認総会においては、対抗措置の発動に関する議案に対する賛否を求める形式により、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かに関する株主の皆様のご意思を確認します。また、当社取締役会は、当該株主意思確認総会において、大規模買付行為等がなされることに代わる当社の中長期的な企業価値及び株主の皆様の利益の最大化に向けた代替案を提案することがあります。かかる提案をするに当たっては、当社取締役会は、特別委員会の勧告又は答申を最大限に尊重するものとします。

株主の皆様には、大規模買付行為等に関する情報をご検討いただいた上で、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かについてのご判断を、当社取締役会が提案する対抗措置の発動に関する議案に対する賛否の形で表明していただくことになります。そして、当該議案について株主意思確認総会に出席された議決権を行使できる株主の皆様の議決権の過半数の賛成が得られた場合には、当該対抗措置の発動に関する議案が承認されたものとします。株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、大規模買付者が提供した本必要情報、本必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する情報を、株主の皆様に対し、適時・適切に開示します。また、株主意思確認総会を開催する場合には、議決権を行使できる株主の範囲（近時の裁

判例や大規模買付行為等の態様等も踏まえて、適切に株主の範囲を決定することを予定しております。）、議決権行使の基準日、当該株主意思確認総会の開催日時等の詳細について、適時適切な方法によりお知らせします。

株主意思確認総会が開催される場合には、大規模買付者は、株主意思確認総会の終結の時まで、大規模買付行為等を開始してはならないものとし、既に大規模買付行為等を開始している場合には、買付け中断等、適切な措置を講じなければならないものとします。

⑤ 対抗措置

株主意思確認総会において、株主の皆様が、当社取締役会が提案する対抗措置の発動に関する議案を承認された場合（但し、下記４（２）で言及するとおり、当社取締役会が対抗措置を発動する必要性がなくなったと判断した場合を除きます。）には、当社取締役会は、かかる株主の皆様のご意思に従い、特別委員会の勧告又は答申を最大限尊重した上で、下記３に記載する対抗措置（差別的行使条件等及び取得条項等が付された新株予約権の無償割当て）を発動します。これに対し、当該株主意思確認総会において株主の皆様が対抗措置の発動に関する議案を承認されなかった場合には、当社取締役会は、株主の皆様のご意思に従い、対抗措置を発動しません。

但し、大規模買付者が上記①から③までに記載した手続を遵守せず、上記④に記載する株主意思確認総会を開催する以前において大規模買付行為等（当社株式の追加取得を含みます。）を実行しようとする場合には、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かに関し、大規模買付者から開示される情報に基づき株主の皆様が熟慮するために必要な時間を確保することができず、また、株主の皆様のご意思を確認する機会を確保することもできません。従って、かかる場合には、当社取締役会は、特段の事由がない限り、特別委員会の勧告又は答申を最大限尊重した上で、株主意思確認総会を経ることなく対抗措置を発動します。

3 対抗措置（本新株予約権の無償割当て）の概要

当社が、本対応方針に基づく対抗措置として実施する本新株予約権の無償割当ての概要は以下のとおりです（以下に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとします。）。

（１）割り当てる本新株予約権の内容

① 本新株予約権の目的となる株式の種類

当社普通株式

② 本新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は、取締役会が別途定める数とします。

③ 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は 1 円に各新株予約権の目的となる株式の数を乗じた額とします。

④ 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間は、取締役会が別途定める一定の期間とします。

⑤ 本新株予約権の行使の条件

(a) 非適格者が保有する本新株予約権（実質的に保有するものを含みます。）は、行使することができません。「非適格者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。

(i) 大規模買付者

(ii) 大規模買付者の共同保有者（本対応方針において共同保有者とみなされるものを含みます。）

(iii) 大規模買付者の特別関係者（本対応方針において特別関係者とみなされるものを含みます。）

(iv) 取締役会が特別委員会による勧告又は答申を踏まえて以下のいずれかに該当すると合理的に認定した者

(x) 上記(i)から本(iv)までに該当する者から当社の承認なく本新株予約権を譲り受け又は承継した者

(y) 上記(i)から本(iv)までに該当する者の関係者（注 8）

(b) 新株予約権者は、当社に対し、上記⑤(a)の非適格者に該当しないこと（第三者のために行使する場合には当該第三者が上記⑤(a)の非適格者に該当しないことを含みます。）についての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面、合理的範囲内で当社が求める条件充足を示す資料及び法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとします。

(c) 適用ある外国の証券法その他の法令等上、当該法令等の管轄地域に所在する者による本新株予約権の行使に関し、所定の手続の履行又は所定の条件の充足が必要とされる場合、当該管轄地域に所在する者は、当該手続及び条件が全て履行又は充足されていると当社が認めた場合に限り、本新株予約権を行使することができます。なお、当社が上記手続及び条件を履行又は充足することで当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することができる場合であっても、当社としてこれを履行又は充足する義務を負うものではありません。

(d) 上記⑤(c)の条件の充足の確認は、上記⑤(b)に定める手続に準じた手続で取締役会が定めるところによるものとします。

(注8) 当社としては、共同協調行為等認定基準に基づいてなされた当社の特別委員会の勧告又は答申を最大限に尊重した上で、関係者を認定し、株主意思確認総会を開催する場合には、当該関係者を含めた非適格者の認定を対抗措置の発動に関する議案に含めて当社株主の皆様にお諮りすることになります。

⑥ 取得条項

(a) 当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権で、上記⑤(a)及び(b)の規定に従い行使可能な（すなわち、非適格者に該当しない者が保有する）もの（上記⑤(c)に該当する者が保有する本新株予約権を含みます。下記⑥(b)において「行使適格本新株予約権」といいます。）について、取得に係る本新株予約権の数に本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数に乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式を、対価として取得することができます。

(b) 当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権で行使適格本新株予約権以外のものについて、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で非適格者の行使に一定の制約が付されたもの（以下に記載する行使条件及び取得条項その他取締役会が定める内容のものとしします。以下、当該新株予約権を「第2新株予約権」といいます。）を対価として取得することができます。

(i) 行使条件

非適格者は、次のいずれの条件も満たす場合その他当社取締役会が定める場合にのみ、第2新株予約権につき、第2新株予約権の行使後の大規模買付

者の議決権割合（但し、本(i)において、議決権割合の計算に当たっては大規模買付者やその共同保有者又は特別関係者以外の非適格者についても当該大規模買付者の共同保有者又は特別関係者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する第2新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定します。）として当社取締役会が認めた割合が20%又は当社取締役会が別途定める割合（本日時点のSilverCapeの当社株券等に係る議決権割合が20%を超えている場合には、SilverCapeとの関係では、「20%又は当社取締役会が別途定める割合」は、「本日時点の大規模買付者の議決権割合」に読み替えられるものとし、以下同じです。）を下回る範囲でのみ行使することができます。

(x) 大規模買付者が大規模買付行為等中止又は撤回し、かつ、その後大規模買付行為等を実施しないことを誓約した場合であること。

(y) (ア) 大規模買付者の議決権割合として当社取締役会が認めた割合が20%若しくは当社取締役会が別途定める割合を下回っている場合であること、又は(イ) 大規模買付者の議決権割合として当社取締役会が認めた割合が20%若しくは当社取締役会が別途定める割合以上である場合において、当該大規模買付者その他の非適格者が、当社が認める証券会社に委託をして当社株券等を市場内取引を通じて処分し、当該処分を行った後における大規模買付者の議決権割合として当社取締役会が認めた割合が20%若しくは当社取締役会が別途定める割合を下回った場合であること。

(ii) 取得条項

当社は、第2新株予約権が交付された日から10年後の日において、なお行使されていない第2新株予約権が残存するときは、当該第2新株予約権（但し、行使条件が充足されていないものに限り、）を、その時点における当該第2新株予約権の時価に相当する金銭を対価として取得することができます。

(c) 本新株予約権の強制取得に関する条件充足の確認は、上記⑤(b)に定める手続に準じた手続で取締役会が定めるところによるものとします。なお、当社は、本新株予約権の行使が可能となる期間の開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

⑦ 譲渡承認

譲渡による本新株予約権の取得には、当社取締役会の承認を要します。

⑧ 資本金及び準備金に関する事項

本新株予約権の行使及び取得条項に基づく取得等に伴い増加する資本金及び資本準備金に関する事項は、法令等の規定に従い定めるものとします。

⑨ 端数

本新株予約権を行使した者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てます。但し、当該新株予約権者に交付する株式の数は、当該新株予約権者が同時に複数の新株予約権を行使するときは各新株予約権の行使により交付する株式の数を通算して端数を算定することができます。

⑩ 新株予約権証券の発行

本新株予約権については新株予約権証券を発行しません。

(2) 株主に割り当てる本新株予約権の数

当社普通株式（当社の有する普通株式を除きます。）1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てることとします。

(3) 本新株予約権の無償割当ての対象となる株主

取締役会が別途定める基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社普通株式の全株主（当社を除きます。）に対し、本新株予約権を割り当てます。

(4) 本新株予約権の総数

当社取締役会が別途定める基準日における当社の最終の発行済株式総数（但し、当社が有する普通株式の数を除きます。）と同数とします。

(5) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が別途定める基準日以降の日で当社取締役会が別途定める日とします。

(6) その他

本新株予約権の無償割当ては、①株主意思確認総会による承認が得られ、かつ、大規模買付行為等が撤回されない場合（仮に、事後的に大規模買付行為等が行われていることが合理的に確認された場合には、当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき定めた合理的な期間内に、大規模買付行為等に該当する当社株券等の保有等やその具体的可能性が解消されなかった場合）、又は、②大規模買付者が上記2(3)に記載した手続を遵守せず、上記2(3)④に記載する株主意思確認総会を開催する以前において大規模買付行為等（当社株式の追加取得を含みます。）を実施しようとする場合（仮に、事後的に大規模買付行為等が行われていることが合理的に確認された場合には、当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき定めた合理的な期間内に、大規模買付行為等に該当する当社株券等の保有等やその具体的可能性が解消されなかった場合）のいずれかが充足されることを条件として効力を生じるものとします。

4 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本対応方針導入時に本対応方針が株主及び投資家の皆様へ与える影響

本対応方針の導入時には、本新株予約権の無償割当ては実施されません。従って、本対応方針がその導入時に株主及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接的具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様へ与える影響

本新株予約権は、株主の皆様に対し、その保有する普通株式1株につき1個の割合により無償で割り当てられます。本新株予約権の無償割当てが行われる結果、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、株主の皆様が保有する当社株式及び無償で割り当てられる本新株予約権を併せると価値の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。また、本新株予約権については、行使期間の到来に先立ち、それらに付された取得条項に基づき当社が一斉に強制取得し、行使条件を充たしている本新株予約権に対して当社株式を交付することを予定しております。当社がかかる取得の手続を行った場合、上記3(1)⑤(a)所定の非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、既に保有している株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、新たに受領する株式と合わせれば、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

但し、本新株予約権の行使又は取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、上記3(1)⑤(a)所定の非適格者の法的権利又は経済的利益に不利益が発生する可能性があります。

また、当社が本新株予約権の無償割当てを行う場合、本新株予約権の無償割当ての対象となる株主の皆様を確定するための基準日を設定します。本新株予約権の無償割当てによって当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることから、当該基準日の直前から当社株式の株価が下落する可能性があります。当社取締役会は、大規模買付行為等の態様その他諸般の事情を考慮した上で、本新株予約権の無償割当てのための基準日を設定します。当社はかかる基準日を設定する場合には適時適切に開示します。

大規模買付者が上記2(3)に記載した手続を遵守し、かつ、株主意思確認総会において対抗措置の発動に係る議案につき株主の皆様のご承認が得られない場合には、本新株予約権の無償割当ては実施されません。また、当社取締役会は、対抗措置を発動する手続を開始した後に対抗措置を発動する必要性がなくなったと判断した場合（大規模買付者が大規模買付行為等を撤回し、今後大規模買付行使等を実施しないことを誓約した場合、大規模買付者が大規模買付行為等の条件を変更した結果として変更後の大規模買付行為等について当社の企業価値や株主の皆様共同の利益を著しく損なうとは認められないと合理的に判断される場合、特別委員会による対抗措置の発動中止の勧告があった場合、その他これらに類する場合を想定しております。）には、対抗措置の発動を中止又は留保することがあります（その場合には、適用ある法令等に従って、適時適切な開示を行います。）。1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買等を行った株主及び投資家の皆様は、これらの事態のいずれかが生じる場合には、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

（3）本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様に必要な手続

① 本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合、当社は、本新株予約権の無償割当ての対象となる株主の皆様を確定するための基準日を定め、適時適切に開示します。この場合、当該基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社の株主の皆様に対し、その所有する当社普通株式数に応じて本新株予約権が無償で割り当てられます。従って、当該基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社株主の皆様は、格別の手続を要することなく、当然に本新株予約権の割当てを受けることとなります。

② 本新株予約権の取得の手続

株主の皆様は、割り当てられた本新株予約権は、上記3に記載のとおり、行使の条件や行使に関する手続が定められておりますが、原則として、行使期間の到来よりも前の当社取締役会が別途定める日に、取得条項に基づき当社が取得することを予定しております。その場合には、当社は、法令等に従い、取得の日の2週間前までに公告をした上で、かかる取得を行います。

当社が、上記3(1)⑥(a)に従って、取得条項に基づき本新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることになります。

但し、非適格者については、本新株予約権の取得又は行使等に関する取扱いが他の株主の皆様と異なり、上記3(1)⑥(b)のとおり、第2新株予約権を対価として本新株予約権の取得が行われます。

③ その他

当社は、上記の各手続の詳細について、実際にこれらの手続が必要となった際に、法令等に従って適時適切な開示を行いますので、当該内容をご確認ください。

5 本対応方針の合理性を高める仕組み

(1) 平時の買収防衛策に関する指針等の趣旨を踏まえたものであること

本対応方針は、平時に導入されるいわゆる事前警告型買収防衛策とは異なるものではありませんが、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の内容、経済産業省企業価値研究会2008年6月30日付報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容、並びに、東京証券取引所の定める平時の買収防衛策に関する、買収防衛策の導入に係る規則、同取引所が有価証券上場規程の改正により導入し、2015年6月1日より適用を開始した「コーポレートガバナンス・コード」(2021年6月11日の改訂後のもの)の「原則1-5.いわゆる買収防衛策」及び経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針-企業価値の向上と株主利益の確保に向けて-」の趣旨を踏まえて策定されており、これらの指針等に定められる要件のうち、有事の対応方針にも妥当するものについては、本対応方針においても充足されております。

(2) 株主意思の尊重(株主の皆様のご意思を直接的に反映する仕組みであること)

本対応方針は、当社取締役会の決議により導入するものであり、株主総会において株主の皆様のご承認を得ることは予定していませんが、当社は、本対応方針に基づく対抗措置を発

動するに当たっては、株主意思確認総会を開催することにより、株主の皆様の意思を反映いたします。大規模買付者が上記２（３）に記載した手続を遵守する限り、株主意思確認総会における株主の皆様の意思に基づいてのみ対抗措置の発動の有無が決定されることになります。

また、大規模買付者が上記２（３）に記載した手続を遵守せず、大規模買付行為等を実施しようとする場合には、特別委員会の勧告又は答申を最大限尊重した上で、取締役会限りで発動されることになりますが、これは、株主の皆様に必要十分な情報について熟慮した上で大規模買付行為等の賛否を判断する機会を与えないという大規模買付者の判断によるものであり、そのような株主意思を無視する大規模買付行為等に対する対抗措置の発動は、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保するためにやむを得ないものと考えております。

さらに、下記６記載のとおり、本対応方針は本日から効力が生じるものとしますが、その有効期間は、原則として 2026 年 3 月 31 日までに開催予定の当社第 32 回定時株主総会後最初に開催される当社取締役会の終結時までとします。

このように、本対応方針は、株主意思を最大限尊重するものです。

（３）取締役の恣意的判断の排除

上記（２）記載のとおり、当社は、株主意思確認総会を開催し、株主の皆様のご意思に従い、大規模買付行為等に対して対抗措置を発動するか否かを決定します。大規模買付者が上記２（３）に記載した手続を遵守する限り、株主意思確認総会に基づいて対抗措置の発動の有無が決定されることとなります。また、大規模買付者が上記２（３）に記載した手続を遵守せず、大規模買付行為等を実行しようとする場合にも、当社取締役会は、特別委員会の答申又は勧告を最大限尊重した上で、所定の対抗措置を発動することとしています。このため、当社取締役会の恣意的な裁量によって対抗措置が発動されることはありません。

また、当社は、上記２（１）②記載のとおり、当社取締役会の判断の公正性及び中立性の確保に資すること等を目的として、当社の中長期的な企業価値及び株主共同の利益の向上の観点から、本対応方針に基づく対抗措置の発動の是非その他当社取締役会が本対応方針に則った対応を行うに当たり必要な事項について、特別委員会の勧告又は答申を受けるものとしています。当社取締役会は、その判断の公正性及び中立性を担保し、かつ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、特別委員会の勧告又は答申を最大限尊重するものとしています。また、特別委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び特別委員会から独立した外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得ること等ができます。これにより、特別委員会による判断の客観性及び合理性が担保されております。

従って、本対応方針は、取締役の恣意的判断を排除するものであります。

（４）デッドハンド型買収防衛策又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、下記 6 記載のとおり、株主総会において選任された取締役により構成される取締役会の決議によっていつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社取締役の任期は 1 年であり、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

6 本対応方針の廃止の手続及び有効期間

本対応方針の有効期間は、2026 年 3 月 31 日までに開催予定の当社第 32 回定時株主総会後最初に開催される当社取締役会の終結時までとします。但し、当該時点において、現に大規模買付行為等を行っている者又は当該行為を企図する者であって当社取締役会において定める者が存在する場合には、当該行われている又は企図されている行為への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。なお、上記のとおり、本対応方針は、既に具体的な懸念が生じている本公開買付けを含む大規模買付行為等への対応を主たる目的として導入されるものであるため、具体的な大規模買付行為等が企図されなくなった後において、本対応方針を維持することは予定されておりません。

なお、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになります。

以 上

共同協調行為等認定基準

※本基準は、本対応方針で定義される「関係者」の認定に際して、「当該ある者が実質的に支配し又は当該ある者と共同ないし協調して行動する者」に当たるか否かを判定するための基準として用いるものであるが、「大規模買付者」の認定の前提となる「大規模買付行為等」の認定に際して、「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かを判定するための基準としても用いることとする。

※認定は、認定の対象者（その親会社、子会社、その他認定の対象者と同一視すべき主体を含む。以下「認定対象者」という。）について、下記の各項目の要素に加え、当社の特定の株主との間での意思の連絡が「ない」ことを窺わせる直接・間接の事実の有無についても勘案した上で、総合判断の方法により行われるべきものとする。

※以下「大規模買付者」には、「大規模買付者」の親会社及び子会社（大規模買付者を含め、「大規模買付者グループ」という。）、大規模買付者グループの役員及び主要株主を含むものとする。

1. 当社株券等を取得している時期が、大規模買付者による当社株券等の取得又は重要提案行為等の当社経営支配権の実質的な取得ないし当社経営への実質的影響力の獲得行動が行われている期間と重なり合っているか
2. 取得した当社株券等の数量が相当程度の数量に達しているか
3. 当社株券等の取得を開始した時期が、大規模買付者による当社株券等の取得の開始、当社に対する経営支配権の取得・重要提案行為をすること等の意向の表明など、大規模買付者による当社の経営支配権の実質的な取得ないし当社経営への実質的影響力の獲得行動が開始された時期に近接し、又は本対応方針に係る議題を目的事項に含む株主総会の基準日など、大規模買付者の行動に関連するイベントと近接しているか
4. 市場における当社株券等の取引状況が異常な時期（例えば、平均的な出来高に比して著しく出来高が膨らんでいたり、株価が先行する時期の平均株価に比して著しく急騰したりする時期）において、時期を同じくして当社株券等を取得しているなど、大規模買付者による当社株券等の取得の時期及び態様（例えば、信用買い等を駆使しているかどうか）の特徴との間に共通性がみられるか
5. 大規模買付者が株券等を取得している（又は取得していた）他の上場会社の株券等を取得していたことがあり、かつ、その取得時期や保有期間が当該特定の株主のそれと重なり合っているか
6. 上記5の重なり合う期間において、当該他の上場会社（大規模買付者とともに認定対象者が株主となっていた他の上場会社）に対する株主権（共益権）の行使が大規模買付者のそれ

に同調したものであったか。同調したものであったとした場合に、その株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か

7. 上記5記載の当該他の上場会社において、当該認定対象者及び大規模買付者（並びに認定対象者以外の者で大規模買付者と同調して議決権等の共益権の行使を行った株主がいる場合には当該株主）による議決権等の共益権の行使の結果、取締役その他の役員の選解任が行われた場合において、当該変更後の役員の在任期間中に当該他の上場会社において企業価値又は株主価値の毀損のおそれ（例えば、重大な法令違反に該当する事象の発生又はそのおそれのある事象の発生、上場廃止、特設開示注意銘柄への指定、破産その他の法的倒産手続、大規模な希釈化を伴う株式又は新株予約権の発行）が生じているか。生じているとして企業価値又は株主価値の毀損のおそれはどの程度か
8. 大規模買付者との間で、直接・間接に出資関係ないし資金の貸借関係等が存在している又は存在していたことがあるか
9. 大規模買付者との間で、直接・間接に、役員兼任関係、親族関係（内縁関係など準じる関係を含む。以下同じ）、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係が存在している若しくは存在していたこと、又は、一方が他方の従業員、組合員その他構成員である若しくはあったことがあるなどの人的関係が存在するか
10. 当社に対する株主権（共益権）の行使が大規模買付者のそれに同調したものであったか。同調したものであったとして、行使された株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か（なお、この10を唯一の根拠として「非適格者」と認定してはならないものとする。）
11. 当社の事業や経営方針に関する言動等が大規模買付者のそれと類似しているか。類似している言動等がある場合には、そのような言動等がされた時期、内容に照らして、その類似の程度はどの程度か（なお、この11を唯一の根拠として「非適格者」と認定してはならないものとする。）
12. その代理人やアドバイザーが、大規模買付者のそれと同じ事務所、法人、団体に属している若しくは属していたことがある、業務提携関係にある、同種案件を共同して遂行したことがある、及び／又は親族関係その他の人的関係があるなど、大規模買付者との間において意思の連絡が容易となるような関係を有しているか（直接的なものであると間接的なものであるとを問わない。）
13. その他、大規模買付者との間で意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実はあるか

大規模買付者に提供を求める情報

1. 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容、当社及び当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
2. 大規模買付行為等の目的、方法及び内容（大規模買付行為等の対価の価額・種類、大規模買付行為等の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為等の方法の適法性、大規模買付行為等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）
3. 大規模買付行為等の当社株式に係る買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為等にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
4. 大規模買付行為等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
5. 大規模買付行為等の完了後に想定している当社及び当社グループ会社の役員候補（当社及び当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、当社及び当社グループ会社の経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策
6. 大規模買付行為等の完了後における当社及び当社グループ会社の顧客、取引先、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループ会社との関係に関しての変更の有無及びその内容